

2024.3

ざいりゅうてつづき
オンラインによる在留手続の
りようあんない
利用案内

がいこくじんほんにん ほうていだいにんと
～外国人本人・法定代理人等～



ざいりゅうてつづき
オンラインによる在留手続の PR キャラクター
「らすっぴ」



ISA 世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

もくじ 目次

1	利用できる方 ^{りようかた}	1
2	利用可能な申請手続 ^{りようかのう しんせいてつづき}	1
3	事前にご準備いただくもの ^{じぜん じゅんび}	2
4	利用者情報登録 ^{りようしゃじょうほうとうろく}	2
5	オンラインでの在留申請手続 ^{ざいりゅうしんせいてつづき}	3
	(1) 申請 ^{しんせい}	
	(2) 結果 ^{けっか}	
6	有効期限・利用者情報の変更 ^{ゆうこうきげん りようしゃじょうほう へんこう}	9
	(1) 認証ID・パスワード ^{にんしょう}	
	(2) 利用者情報の変更 ^{りようしゃじょうほう へんこう}	

1 利用できる方

① 外国人本人

(注 1) 中長期在留者ではない方(在留資格が「外交」「公用」「短期滞在」の方や在留期間が「3月」以下の方など)及び15歳未満の方は利用できません。

② 法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人)

③ 親族(配偶者、子、父又は母(法定代理人を除く))

(注 2) 原則として、申請人が16歳未満、疾病その他の事由により自ら申請できない場合に限り、利用できます。詳細は、「利用者ごとの申請可能な手続」をご確認ください。

2 利用可能な在留申請手続

① 在留資格認定証明書交付申請

② 在留資格変更許可申請

③ 在留期間更新許可申請

④ 在留資格取得許可申請

⑤ 就労資格証明書交付申請

⑥ ②～④と同時に 行う再入国許可申請

⑦ ②～④と同時に 行う資格外活動許可申請

(注 3) 外国人本人が在留資格認定証明書交付申請をする場合は、事前に申請できるか近くの地方出入国在留管理局にご確認ください。

(注 4) オンラインで申請が可能な在留資格については、「利用可能な申請種別及び在留資格(対象範囲)」をご参照ください。

3 事前にご準備いただく必要があるもの

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）（注 5）
- ② 在留カード（外国籍の方が利用する場合）
- ③ パソコン（スマートフォンは対応していません。）（注 6）
- ④ ICカードリーダーライター（注 7）
- ⑤ JPKIクライアントソフト（注 8）

（注 5）署名用及び利用者証明書用電子証明書が記録されている必要があります。詳細については、[マイナンバーカード総合サイト](https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/)（<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>）をご確認いただくか、近くの市区町村の窓口等にお問い合わせください。

（注 6）「Google Chrome バージョン 72」を利用できる必要があります。

（注 7）ICカードリーダーライターの推奨機種については、[公的個人認証サービスポータルサイト](https://www.jpki.go.jp/index.html)（<https://www.jpki.go.jp/index.html>）をご確認ください。

（注 8）公的個人認証サービスポータルサイト

（<https://www.jpki.go.jp/download/win.html>）から Windows 版「利用者クライアントソフト（Edge/Chrome ブラウザ利用版）」の Chrome 拡張機能をダウンロードしてください（無料）。

Windows 版の「利用者クライアントソフト Ver 3.5」と Mac 版の利用者クライアントソフトはご利用できませんのでご注意ください。

4 利用者情報登録

在留申請オンラインシステムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行ってください。

りようしゃじょうほうとうろく なが
〔利用者情報登録の流れ〕

- ① マイナンバーカードをICカードリーダーにセットしたら、在留申請オンラインシステムのトップページから、「新規利用者登録」の「外国人本人・その他」のボタンを押してください。
- ② あらかじめダウンロードした「JPKIクライアントソフト」が起動し、マイナンバーカードの読み取りが始まります。
- ③ 署名用パスワード（6桁～16桁の英数字）を入力してください。その後、利用者証明用パスワード（4桁の数字）を入力してください。
- ④ 利用者情報登録画面に移動しますので、以下の情報を入力してください。

なお、利用者氏名、性別、生年月日については、マイナンバーカードの券面入力補助AP機能により自動で反映されますが、自動入力されない箇所は手動で修正してください。

- ・ 利用者氏名（自動反映）
- ・ 性別（自動反映）
- ・ 生年月日（自動反映）
- ・ 住居地（在留カードに書かれているとおりに入力してください。）
- ・ 利用者連絡先（電話番号・メールアドレス）（注9）
- ・ 利用者区分（「外国人本人」、「法定代理人」、「配偶者・子・父又は母等（法定代理人を除く）」のいずれかを選択してください。）
- ・ 在留カード番号（外国籍の方の場合）

（注9）利用者の方のメール設定において受信拒否設定がなされている場合もありますので、「@ras-immi.moj.go.jp」ドメインの受信が可能となるように設定をお願いします。

- ⑤ 利用規約をご確認いただき、内容について同意する場合は、「利用規約に同意します。」にチェックの上、「確認」ボタンを押してください。

- ⑥ 確認画面の内容に間違いがないか確認したら、「確認」ボタンを押してください。入力したメールアドレスに登録完了のメールが送信されます。
- ⑦ 登録完了メールからパスワードを設定すると、メールで認証IDが通知されます。
- (注 10) 利用者情報登録後、1日以上経過してもメールが届かない場合は、在留申請オンラインシステムヘルプデスクにご連絡ください。

5 オンラインでの在留申請手続

(1) 申請

ア 受付時間

24時間、365日受付が可能です。

(注 11) システムメンテナンスのため、年に数回停止する場合があります。

イ 申請できる期間

①	在留資格認定証明書交付申請	特になし
②	在留資格変更許可申請	在留資格の変更の事由が生じた日から在留期間満了日の前日まで(注 12)
③	在留期間更新許可申請	在留期間満了日の3か月前から前日まで(注 12)
④	在留資格取得許可申請	出生等した日から30日以内
⑤	就労資格証明書交付申請	在留期間満了日の前日まで(注 12)
⑥	②～④と同時にを行う 再入国許可申請	同時にする②～④と同じ

⑦	②～④と同時に 行う しかくがいかつどうきよか 資格外活動許可申請	同時に する②～④と同じ
---	--------------------------------------------	-----------------

(注 1 2) 在留期間満了日の当日は、オンライン申請することはできません。

最寄りの地方出入国在留管理局において申請してください。

ウ 申請の流れ

I ログイン

- ① マイナンバーカードをICカードリーダーにセットして、在留申請オンラインシステムのログインページから「外国人本人・その他」ボタンを押してください。
- ② 「JPKIクライアントソフト」が起動し、マイナンバーカードの読み取りが始まります。
- ③ 利用者証明用のパスワード（4桁の数字）を入力してください。
- ④ 認証ID及びパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

II 申請情報の入力

- ・ 「申請情報入力（1件ずつ申請情報を入力）」ボタンを押して、申請情報を入力してください。
- ・ 入力に当たっては、操作マニュアルをご参照いただき、「申請種別及び在留資格選択（Step1）」から「活動に関する事項（Step2-3）」まで入力してください。

なお、外国人本人の方が、以下の在留資格（注 1 3）に関する申請を行う場合は、「活動に関する事項（Step2-3）」を入力することができません。代わりに所属機関等作成用の申請書と補助用紙を資料添付画面で提出してください。

（注 1 3）教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、

きぎょうないてんきん かいご こうぎょう ちゅう ぎのう とくていぎのう ぎのうじっしゅう
企業内転勤、介護、興行（注14）、技能、特定技能、技能実習、
ぶんかかつどう りゅうがく けんしゅう かぞくたいざい
文化活動、留学、研修、家族滞在。

ちゅう こうぎょう ざいりゅうしかく しよぞくきかんとうさくせいようしんせいしよ
（注14）興行の在留資格については、所属機関等作成用申請書は
ふよう
不要です。

- にゅうりよく ないよう しんせいじょうほうにゅうりよく お あと へんこう
入力した内容について、「申請情報入力」ボタンを押した後の変更
また ていせい にゅうりよくじょうほうかくにん がめん にゅうりよく
又は訂正はできません。「入力情報確認 (Step3)」の画面で入力
ないよう あやま どう かなら かくにん
した内容に誤り等がないか、必ず確認してください。

しんせいじょうほうにゅうりよく お しんせい かんりよう
なお、「申請情報入力」ボタンを押しただけでは申請は完了していま
せんので、ご注意ください。

- にゅうりよくとちゅう しんせいないよう いちじほぞん おこな ちゅうい
入力途中で申請内容の一時保存を行うことはできませんので、ご注意
ください。
- にゅうりよくじ へんかん すうじ ご き あやま しんせい はんめい
入力時の変換ミスや数字の誤記など、誤って申請したことが判明した
ばあい しんせいご にゅうりよくないよう へんこう ばあい がいこくじんほんにん じゅうきち
場合や、申請後に入力内容に変更がある場合は、外国人本人の居住地
かんかつ ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりかんしよ れんらく
を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。
- ざいりゅうしんせい いちぶ しんせいこうもく にゅうりよく
在留申請オンラインシステムの一部の申請項目において、入力する
ひつよう こうもく じょうにゅうりよく もと
必要がない項目であるにもかかわらず、システム上入力を求められる
こうもく
項目があります。

これらの項目については、「在留申請オンラインシステムの申請項目
にゅうりよくじ ちゅういじこう にゅうりよく
入力時の注意事項について」のとおり入力していただきますようお願い
ねが
いたします。

Ⅲ しりょう かおじゃしん てんぶ 資料・顔写真の添付

しんせいじょうほう にゅうりよく しんせいじょうほういちらん お
申請情報を入力したら、「申請情報一覧へ」ボタンを押して、「申請情
報を選択の上、「資料を添付する」ボタン又は「顔写真を添付する」ボタンを
押して、「顔写真」や「資料」を添付してください。

(注 1 5) 「資料」については、下記リンク先の「日本での活動内容に応じた資料」を添付してください。

- ・ [在留資格認定証明書交付申請](#)
- ・ [在留資格変更許可申請](#)
- ・ [在留期間更新許可申請](#)
- ・ [在留資格取得許可申請](#)

(注 1 6) 資料を添付する際の留意事項

- ・ PDF形式のファイルを1ファイル、最大10MBまで添付可能です。複数の資料がある場合でも1つのPDFファイルにしてください。なお、10MBを超えるなど、一度に全ての資料を送信することができない場合、「資料添付に関する申告書」(参考様式9)を添付した上で申請してください。

その後、職員からメールがきたら、再度資料の添付が可能となりますので、再度、「資料添付に関する申告書」(参考様式9)とともに、在留申請オンラインシステム上で添付してください。

なお、審査の過程で、職員から追加資料の提出を求める連絡があった場合も同様に、職員からメールがきたら、「資料添付に関する申告書」(参考様式9)とともに、在留申請オンラインシステム上でメールに記載されている資料を添付してください。

- ・ PDFファイルにはパスワードや印刷禁止・コピーペースト禁止などの設定をしないでください。エラーファイルとして扱われるため、再度資料の添付をお願いすることになります。
- ・ 解像度は、200dpi相当以上を推奨しています。

なお、不鮮明な場合や、確認が必要な場合には、郵送又は窓口持参により原本の提出をお願いすることがありますので、提出した資料の原本は、手続が終わるまでの間は適切に保管してください。

(注 17) 自己情報取得APIを活用した資料の省略

令和6年3月19日以降、外国人本人の方は、在留申請オンラインシステム上、マイナポータルを経由し、マイナンバーカードを使用して、自己の所得・個人住民税情報（住民税の課税（又は非課税）証明書に記載情報）を取得し、電子データで添付を行うことができるようになりました（PDFファイルの添付によって、住民税の課税（又は非課税）証明書を提出する場合は、この方法で取得する必要はありません。）

なお、取得する際には、マイナポータルアプリのインストールが必要です。

<取得方法>

- ① 申請情報を入力した後の「申請情報検索」画面で「マイナポータルから所得・個人住民税情報を取得する」ボタンを押す。
- ② 「マイナポータル連携」の画面に移った後、「取得対象者氏名」の入力と「取得対象年度」の選択を行い、「マイナポータルから所得・個人住民税情報を取得する」ボタンを押す。
- ③ マイナポータル画面の指示に従って操作した後、再度、在留申請オンラインシステムの「マイナポータル連携」画面に移り、取得した情報が表示されるため、その情報を確認して「登録」ボタンを押す。

(注 18) 顔写真添付の留意事項

- ・ サイズは縦4センチメートル、横3センチメートルで、申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ・ 詳細は顔写真の規格をご確認ください。

IV 在留カードの受領方法

「在留カードの受取方法を変更する」ボタンを押して、在留カードの受領方法を選択することが可能です。

ざいりゅうしかく にんていしょうめいしょうこうふしんせい 在留資格認定証明書交付申請	「メールによる受領」か「郵送による受領」のいずれかを選択（注18）
ざいりゅうしかくへんこうきよかかんせい 在留資格変更許可申請	「郵送による受領」か地方出入国在留管理官署の「窓口での受領」のいずれかを選択（注19）（注20）
ざいりゅうきかんこうしんきよかかんせい 在留期間更新許可申請	
ざいりゅうしかくしゅとくきよかかんせい 在留資格取得許可申請	
しゅうろうしかくしょうめいしょうこうふしんせい 就労資格証明書交付申請	「郵送による受領」か地方出入国在留管理官署の「窓口での受領」のいずれかを選択（注20）

（注19）受領方法の変更

申請完了後（申請状態が「審査完了」又は「審査中」と表示されている状態）に、受領方法を変更したい場合は、申請先の地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

（注20）以下の事例の場合、「郵送による受領」はできませんので、「窓口での受領」を選択していただくこととなります。

（例1）同時に資格外活動許可申請又は再入国許可申請を行った場合

（例2）旅券（パスポート）への証印により許可を行う（在留カードを交付しない）場合

※ 3月以下の在留期間が決定された方など

（例3）在留カードへの漢字氏名併記の申出を新規で行う場合（既に持ちの在留カードに漢字が併記されている場合、郵送による受領が可能です。）

（注21）受領方法の変更

申請状態が「申請完了」又は「審査中」と表示されている場合は、受領方法を変更することができます。

V 申請

資料、顔写真の添付と在留カードの受領方法を選択したら、「入管庁に申請を行う」ボタンを押して申請してください。

VI 申請受付仮番号と申請受付番号

オンラインで申請が完了すると、即時に申請受付仮番号が発番され、その翌日に申請受付番号が発番され、申請人の方にメールでお知らせします。申請受付番号をお知らせするメールは、地方出入国在留管理官署への問い合わせに必要となるほか、申請中であることを証明するものとなりますので、手続きが終わるまでは削除しないよう注意してください。

Ⅱ 留意事項

- ① 資格外活動許可申請及び再入国許可申請について、同時に申請された在留資格変更許可申請等が不許可となった場合には、当該資格外活動許可申請等に関する審査は終止となり、結果に関するメールは送信されません。
- ② システムへのアクセスは、日本国内からに限られますので、外国からはアクセスできません。また、外国のIPアドレスが設定されている場合には、日本国内からでもログインできません。

(2) 結果の通知

ア 受領方法を「メールによる受領」とした場合の手続き（在留資格認定証明書交付申請のみ）（注 2 2）

審査完了後に、登録したメールアドレス宛てに在留資格認定証明書である電子メールが交付・送信されます（注 2 3）。電子メールを受領した後は、電子メールに記載されたURLから「受領登録」を行ってください。

（注 2 2）在留資格認定証明書の電子メール交付について

令和5年3月17日から、在留資格認定証明書を電子メールで受領することが可能になります。受領した電子メールは、海外に住む外国人本人の方に転送することができ、在留資格認定証明書を海外に郵送する手間、費用、時間がかからなくなります。また、海外に住む外国人本人の方は、お持ちのス

スマートフォン等で電子メールを提示することで、査証申請や上陸申請を行うことが可能となります。

詳しくは、「[在留資格認定証明書の電子化について](#)」をご覧ください。

(注 2 3) 在留資格認定証明書の電子メール受領を希望する場合には、審査完了メールは送信されませんのでご注意ください。

イ 受領方法を「郵送による受領」とした場合の手続

- ① 審査完了時に送信されるメールの案内に従って、以下の書類を簡易書留又はレターパックで郵送してください。

在留資格認定証明書 交付申請	在留資格認定証明書送付用封筒 (注 2 3)
在留資格取得許可申請	在留カード送付用封筒 (注 2 3)
在留資格変更許可申請	・ 在留カード送付用封筒 (注 2 3) ・ 手数料納付書 (注 2 4)
在留期間更新許可申請	・ 現在所持している在留カード (原本) ・ 現在所持している指定書 (注 2 5)
就労資格証明書交付 申請	・ 就労資格証明書送付用封筒 (注 2 3) ・ 手数料納付書 (注 2 4) ・ 在留カード又は特別永住者証明書のコピー (在留カード等を所持しない場合は、旅券の身分事項頁のコピー)

(注 2 4) 送付用封筒について

- ・ 簡易書留代金分の切手を貼付してください (レターパック又はレターパックプラスも利用可能です。)
- ・ 送付先の住所は、申請人の方の現住所となります。

- ・ 在留資格認定証明書交付申請の場合は、封筒の裏面に申請受付番号と人数を記載してください。

(注 25) 手数料納付書について

右上の番号欄に申請受付番号を記載し、右下の記名欄に申請人の名前をそれぞれ記載した上、所定の手数料分の収入印紙を貼付してください。

(注 26) 指定書について

在留資格「高度専門職」、「特定技能」、「特定活動」の方で交付を受けている場合のみ、旅券（パスポート）から取り外して送付してください。

(注 27) マイナンバーカード（コピーを含む。）、旅券（パスポート）は必要ありませんので、郵送しないでください。

<p>＜郵送先＞</p> <p>〒135-0064</p> <p>東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階</p> <p>東京出入国在留管理局オンライン審査部門オンライン申請手続班</p> <p>(おだいは分室内)</p>

- ② 在留カード等を郵送いただく際は、在留カードのコピー（カラー）を作成し、申請受付番号をお知らせするメール画面とともに、新しい在留カードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

なお、在留カードが手元がない状態で、緊急に出国する必要がある場合は、再入国許可を受ける必要があります。

ウ 受領方法を地方出入国在留管理官署の「窓口での受領」とした場合の手続

- ① 審査完了時に送信されるメールの案内のとおり、以下の書類をご持参ください。

- ・ 旅券（パスポート）

- ・ 在留カード（交付を受けている場合）
- ・ 指定書（交付を受けている場合）
- ・ 手数料納付書（注 27）

（注 27）右上の番号欄に申請受付番号を記載し、右下の記名欄に申請人の名前を記載した上、所定の手数料分の収入印紙を貼付してください。

- ・ 「審査完了に関するお知らせ」メール画面のコピー（画面を提示する場合は、スマートフォン等）

- ② 法定代理人の方などが窓口で受領される場合、申請者の方は、在留カードのコピー（カラー）を作成し、申請受付番号をお知らせするメール画面とともに、新しい在留カードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

6 有効期限・利用者情報の変更

(1) 認証ID・パスワード

- ・ 認証IDの有効期限は、マイナンバーカードの有効期限と同じです（最長5年間）。
- ・ 有効期限が切れると在留申請オンラインシステムにログインすることができなくなります。
- ・ 有効期限が切れた場合は、お住まいの住所を管轄する市区町村でマイナンバーカードの更新手続きを行った上で、改めて前記4の利用者情報登録を行ってください。
- ・ 認証ID又はパスワードを忘れた場合や、パスワードの有効期限が切れた場合は、次のとおり再設定してください。

<p>にんしやう わす ばあい 認 証 I D を 忘 れ た 場 合</p>	<p>ち よ ち ほうしゆつにゆうこくざいりゆうかんり かんしよ 最 寄 り の 地 方 出 入 国 在 留 管 理 官 署 に、 ざいりゆうしんせい にんしやう 「 在 留 申 請 オ ン ラ イ ン シ ス テ ム 認 証 I D 確 認 申 出 書 」 (別 記 第 1 5 号 様 式) を 提 出 又 は ゆうそふ 郵 送 し て く だ さ い 。 にんしやう かくにん もうしでしよ 認 証 I D の 確 認 が で き ま し た ら 、 申 出 書 の にんしやう らん きにゆうまた 「 認 証 I D 」 欄 へ の 記 入 又 は メ ー ル に よ り お し 知 ら せ し ま す 。</p>
<p>わす パ ス ワ ー ド を 忘 れ た ばあい ゆうこうまげん き 場 合 ・ 有 効 期 限 が 切 れ た ばあい 場 合</p>	<p>ざいりゆうしんせい が 在 留 申 請 オ ン ラ イ ン シ ス テ ム の ロ グ イ ン 画 めんじやう 面 上 の 「 パ ス ワ ー ド を 忘 れ た 場 合 」 を ク リ ッ ク し 、 にんしやう およ にゆうりよく 認 証 I D 及 び メ ー ル ア ド レ ス を 入 力 す と 、 メール ア ド レ ス に パ ス ワ ー ド 再 設 定 さいせつてい の た め の メ ー ル が 送 信 さ れ ま す の で 、 パ ス ワ ー ド を 再 設 定 し て く だ さ い 。</p>

(2) 利用者情報の変更

つぎ
次 の ① ～ ③ に 変 更 が あ っ た 場 合 は 、 にんしやう
在 留 申 請 オ ン ラ イ ン シ ス テ ム に ロ グ イ ン し
て 、 りやうしやじやうほうへんこう
「 利 用 者 情 報 変 更 」 の ボ タ ン を 押 し て 変 更 し て く だ さ い 。

- ① 住居地 (在留カードに書いてあるとおりに変更してください。)
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス